

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成18年2月10日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）上田日出子，江見康行，大下知則，北野聖造，田中通裕，
永井ユタカ（委員長），中川知三，中野景介，永海 勝，
橋本千穂，播磨俊子，福永恒泰，伏見昭彦，堀口香代子，
正木きよみ（敬称略）

（説明者）中川博文，松島 茂，松岡茂喜，南 民和

（庶務）池田善信，杉原哲治，深 計之

4 議事（●：委員長，○：委員，□：説明者，△：庶務）

（1）開会のことば（総務課長）

（2）所長あいさつ

（3）全委員の紹介

平成17年8月1日付けで委員15人中11人を新たに委嘱，任命したので，
全委員について，改めて紹介を行った。

（4）委員長選出

將積前委員長は，退官に伴って委員を解任されたので，新しく委員長を選任
する必要が生じた。委員の互選の結果，永井委員が委員長に選任された。

（5）委員長代理の指名

委員長代理には，正木委員が指名された。

（6）裁判所からの報告

庶務から，平成15年11月17日実施分以降の神戸家庭裁判所委員会の概
要についての報告が行われた。

（庁舎見学及び休憩）

刑事裁判についてのビデオが上映された後，神戸地方裁判所の裁判官から，
裁判員制度についての説明が行われた。

(7) 意見交換等

● 今回の意見交換のテーマは、「裁判員制度について」です。裁判員制度についてのアンケートによると、70パーセントの方が裁判員になりたくないとのことでした。この70パーセントの方が裁判員として出席したくなるようなアイデアについて、ぜひ御意見をいただきたいと思えます。

○ 裁判員について積極的になってもらうためには、国民の裁判員制度についての理解がどれだけ進むかにつきます。裁判員制度について理解してもらう努力が足りないのではないのでしょうか。

○ 裁判を身近なものとするとか、裁判への国民参加とか、裁判員制度が導入された理念自体は素晴らしいですが、私が身近で議論した時は、この制度がスムーズに実施されるか疑問視するような意見が出されました。

例えば、なぜ現時点で裁判員制度が導入されたのかがよく分かりません。本来、その制度に問題があるから制度の改革は行われるものですが、現行の刑事裁判制度に重大な問題があるとは思えません。強いて言えば刑事裁判が遅い場合があることですが、裁判員制度の目的は、刑事裁判が遅いことの解消なのではないのでしょうか。

また、有罪と無罪の判断だけでなく量刑まで含めて裁判に参加する制度ですが、これまで、法律の勉強をしてから司法試験に合格して、さらに経験を積んで熟練した裁判官が行っていたものを、何の準備もなく、いきなり選任された一般市民ができるのかも疑問です。

さらに、裁判員に選ばれた人から、「大変だ。」とか、「仕事のペースを乱される。」などの不満が出ると思いますが、そのような不満はどのようにしてなだめるのですか。

□ 裁判員制度の導入については、現在の刑事裁判制度に問題があったからではなく、違う制度を作ることで新たな発想が得られるとの利点があるからです。例えば、現在の刑事裁判は1か月に1回のペースで数か月にわたって実施していますが、裁判員の裁判については、これを連日実施して短期で終了させます。すると、このような運営を民事裁判でもできないかとの発想につながります。このように、裁判員制度の導入は、裁判制度をさらに良い制度にする起爆剤となるのです。

また、一般市民が刑事裁判に参加することには、当初は、とまどいもあると思いますが、裁判官が考え方についての手助けをするなどすれば、できないことはないと考えます。参加する方には、従来の刑事裁判の考えにとらわれずに自由に、臆することなく参加していただきたいのです。

- 「人が人を裁く」そのことについての心理的抵抗感が一般市民には大きいと聞いています。ですが、人が人を裁くのではなく、裁判員に求められるのは、事実はどうだったかを判断することです。そして、その方法は、常識に従って判断することなのです。

また、アメリカでは民事裁判も陪審員が行っていますが、例えば隣人訴訟などは、その地域の住民がした方が良いとの考え方もありますし、一般市民が裁判に参加することで「法の支配」や法治国家についての考え方が浸透して行く起爆剤にもなります。

- 名簿から最終的に裁判員になる人を選任するまでの事務量はどの程度になるのですか。素人考えでも、名簿から例えば50人程度まで絞ってそれから更に6人に絞り込むまでには、面談も必要でしょうし大変な事務量になると思います。そうだとすれば、現在、行財政改革で各手続等がスリム化されている中で、裁判員制度に関連する手続きだけが肥大化すれば「何をしているのか。」と言われ、裁判員制度についても理解してもらえなくなるのではないのでしょうか。
- 実際に裁判員に選ばれた人は、いろいろな反応を示すと思います。興味を持つ人、義務感で来る人、恐々来る人など色々と考えられますが、想像以上に幅があると思います。

また、インターネットの世界では匿名性が蔓延してしており、それについての社会的規制が追いついていない現状がありますが、インターネットに裁判員に参加した人の情報が流出したらどうなるのでしょうか、そういった懸念もあります。

さらに、裁判員をしたことで不利益を受けないように保護するということがありますが、実効性のある保護が可能なのか疑問があります。例えば、知人などの裁判には関与しないように事前にチェックをすることも、チェックが漏れていたり、また、こちらは分からなくても向こうが参加した裁判員のこと

を知っていて、それが原因でいわゆる「お礼参り」を受けるような事があるのではないのでしょうか。そのような事例が、特に裁判員制度が始まったころに1件でも発生したら相当なダメージを受けると思いますので、実効性のある防止策を検討する必要があります。

- 「お礼参り」については、今までは、刑事裁判に関与した裁判官に逆恨みをして、裁判官がお礼参りの対象となったことはありませんでした。
- 裁判官は特別な目で見られているために、そのようなことはなかったのかもしれませんが、一般市民はお礼参りを受けるおそれがあるのではないのでしょうか。現に、弁護士もお礼参りを受けているような例がありますし、裁判官について今までなかったからといって、それは保証にならないと思います。
- 果たして、国民の側に、裁判に参加するとの発想があったかが疑問ですが、それは、これからクリアしていく問題だと思います。それにはもっと国民への啓発が必要だと思います。

また、今までは、裁判官が、裁判の結果決めた量刑だから被告人や一般市民も納得していましたが、これを一般市民が裁判をして同じような納得が得られるのか、そのようなリスクがある点も問題です。

さらに、例えばケースワーカーなどは、何かの機会に自分が担当している者と顔を会わせないように、自分が住んでいる地域を担当しないなどの配慮をしていますが、裁判員についても同様の配慮はしてもらえるのでしょうか。

裁判所は、一般市民にとっては、そこへ行くことについてのマイナスイメージが強い場所だと思います。例えば、児童相談所なども、そこへ子供を連れて行く際に、悪い子供を連れて行く場所とのイメージを持たれがちです。このようなマイナスイメージを持たれている裁判について、一般市民に参加してもらう事自体が大変な作業だと思います。

- 裁判員が参加する場所について、神戸市に住んでいる人は、神戸地裁の裁判だけ参加するのですか、それとも大阪地裁の裁判まで参加するのですか。また、個人情報の関係で、個人情報を出したくないから裁判員には参加しないといった主張は通用するのですか。
- 神戸市に住んでいる人は、神戸地裁の裁判に参加します。大阪地裁の裁判

まで参加する必要はありません。ただし、神戸地裁も本庁と尼崎や姫路などの支部がありますので、本庁の裁判か、どこかの支部の裁判に参加するのか、それをどのように定めるのかは今後の問題です。

次に、裁判員を選任するコストの問題ですが、現時点では、どれくらいコストがかかるのかは分かりません。逆に、コストについては、民間の方に知恵を借りたいと思っています。

個人情報に関係ですが、ケースに応じて考えざる得ないと思います。このようなケースは、個人の思想信条と抵触するから、主張を認めると言えるのかという点もありますし、いろいろと検討はしていますが結論は出ていません。

- 裁判員への参加を拒むことができる「その他の事由」については、政令で定めることになっています。現在、政令については検討中ですので、政令の内容によって、「その他の事由」の範囲の大小も決まります。ただ、「思想信条に反する。」という事由が入った場合、候補者となった人の思想信条を聞くこと自体にも困難な問題が生じます。
- 私が、裁判員制度について初めて聞いたときに、「なぜ、今、裁判員制度を導入しなければならないのか。」という疑問を感じました。裁判の迅速化や新しい発想を裁判に入れるという点もあるのですが、そのような改善については、現在の制度内で解決できる問題ではないのですか。

また、現在は、裁判所が決めたという、いわゆる「裁判所の権威」によって、量刑について一般市民の納得を得ていると思うのですが、同じ一般市民が裁判に参加して、同じような納得感が得られるか疑問です。

さらに、教育現場でも、規範意識が落ちているとの認識がありますが、その点の意識改革を行うことは大変です。裁判員制度への意識喚起も大切ですが、意識改革ができるかどうか、分からないと思います。

- なぜ、今、裁判員制度を導入しなければならないのかと言った意見が強いようですが、市民の裁判への参加は、先進国ではほとんどの国で行われおり、各国で制度がうまくいっていないわけではありません。

また、新しいことを始めることは気が重いものですし、国民の皆様には負担をおかけするのですが、裁判員制度が始まって、刑事裁判に直接参加する

ということを実体験していただく市民が増えていくことが大切なのです。

- 色々な職種の人や色々な経験を持った人が、それぞれの立場で意見を交換して結論を出すという制度は、よい方向へ行けば、裁判についてよりよい判決や判断につながると思います。その点をもっとピーアールされてはどうでしょうか。
- 私は、裁判員制度については良いことだとは思いますが、個人的には受け入れ難い感じがします。市民の裁判参加は諸外国でも行われているとのことですが、外国でやっているから日本でもするということには疑問があります。アメリカなどは犯罪が多いので、街全体、司法制度全体でその防止のために努力していると思います。日本は、重大犯罪や犯罪の件数自体が少ない国だったので、これまでは現在の制度で良かったのだと思います。裁判員制度は、日本の安全神話が崩れ、国民に犯罪を理解させるために出てきたとも思えますが、それを考えると少し寂しい気がします。

また、教員は、自分が知らなくても例えば生徒の関係者など相手が自分を知っている場合が多いのです。このように、裁判員制度に教員が参加する場合、「お礼参り」等の安全面でのリスクが高いように思えて、心配です。

さらに、裁判をスピードアップしない限り、何回も裁判が続いて、証人が出るたびに何回も裁判に呼び出されては仕事に影響が出ないかが心配です。

- 以前に存在した陪審員制度が育たなかった理由は、どのようなものだったのか教えてください。

裁判員制度については、事前に、国民の裁判への理解を勝ち取るため、法教育をもっと積極的にやっておくべきでした。それから裁判員制度を作るべきでした。この順序が逆だったのではありませんか。

アンケートの結果は、70パーセントが参加したくないとの結論でしたが、制度が充実したらこのような人たちも参加を了解するのではありませんか。制度が始まるまでは、また始まった当初ころまでは、裁判員制度について理解できない点がたくさんあって、理解できない間は不安もあると思います。例えば、まず、裁判員への保護が十分なされるのかについて、この点の理解ができていないのではないかと思います。オウム真理教の裁判などを担当することになればどうなるのかとの不安があります。この種の裁判は、裁判官

が行った方が大きな見地から判決ができるのではないのでしょうか。

期日は連日開廷で2日、3日で終了するのですか。その間、ずっと裁判所に拘束されるのですか。マスコミの接触禁止規定はありますが、参加した裁判について、ついしゃべってしまったときは罪になるのかなど、守秘義務について、きちんと理解している人がいるのでしょうか。いろいろな制度への疑問点についてよく分かるようにもっとピーアールすべきです。裁判員の責任、義務、権限がもっとよく分かるようにした方がよいと思います。

- 陪審員制度が育たなかった理由は幾つか考えられています。まず、昭和初期、満州事変以降から社会の軍事色が強くなったこと、そして、陪審員制度を適用するか否かの選択権は被告人にあり、陪審員制度の費用は被告人が負ったこと、また、陪審員制度を選択した場合は控訴ができなかったことなどがあります。とりわけ、陪審員を使うとどのような結論になるか予想がつかず、陪審員制度を使うことはいわば賭のような側面があって、制度使用についてためらいがあったようです。このように、社会的な背景と制度に内在する問題点との両面があったと考えられています。

次に、ピーアールや疑問点の解消についてですが、制度の周知をどのように行うかは難しい問題です。まだまだ周知が足りないと感じています。小、中、高校の生徒にピーアールして、その生徒さんから保護者の大人へと理解を深めていただく方法もあると思います。ちなみに、裁判員として裁判に参加されている間も裁判所に拘束されることはなく、自宅から裁判所に通っていただくことになります。

最後に、裁判員裁判の対象から重大事件を除外することですが、条文上は、裁判員やその親族に被害が加えられるおそれがあるときに、裁判所の判断で除外することができます。実際にどのような事件が例外事例に該当するのかはまだ分かりません。

- 裁判などの法制度について子供のころから慣れていない点については、文部科学省も問題意識を持っていて、研究会が、学校教育に法教育を入れることについて提言をしています。ケーススタディやロールプレイングなどを使って町内会則を決めてみるなど、すこしずつ法教育の試みが始まっています。これまでの教育では、法制度については教えても、法的なものの考え方を教

えていなかったとの指摘があって、この点について教育方法を改めてはどうかとの提言があります。

- 今日は、皆さんの意見を伺って勉強になりました。裁判員制度への不安や気持ちとして納得できないとの意見が多かったことは参考にします。個人的には、分かりやすい裁判をするためにはどのようにするか、どこまで分かりやすくすれば理解してもらえるのかについて考えていますが、難しい問題です。

また、模擬裁判を行っても思わぬ反応が出ます。例えば、殺人事件では死体の写真を見て状況を理解したり判断してもらったりするのですが、死体の写真など見たくないとの意見があります。写真を見ないで状況を判断してもらえるのかなど、難しい問題があります。

- 何かを付け加えて変えていこうという熱意が制度の改革につながっていくと思いますが、裁判員制度については、刑事裁判を変えていきたいという国民の盛り上がりから出た制度ではなく、上から出てきた制度なので、その意味では順序が逆のような気がします。

これからしていくこととしては、日本の刑事裁判は、今までは専門家が行ってきた裁判だと思いますが、今後は、一般市民が、同じく罪を犯してしまうかも知れない立場から、やむにやまれず犯罪を犯してしまったというような場合に、被告人の心情を理解して、市民の言葉で語る機会を作っていく必要があります。改革は、良い方向へ向かう目的がないと意味がありません。その意味では、一般市民が裁判に参加して、犯罪が少なくなるのであれば、これも改革の目的になります。

また、一般市民が裁判員制度を積極的に迎えることができるような措置を講じる必要があります。例えば、ある高校では、講堂を法廷にして裁判員のロールプレイングをしていましたが、このように若い人を育てる必要もあります。

- 裁判員制度については、何を重点に置くかが大切で、裁判に一般市民の良識を反映させることが制度の趣旨であることが重要です。例えば、被告の正当な権利を守るために「無罪推定」の制度があり、犯罪の立証は検察官の責務ですが、両者の主張を感動的、情緒的にとらえた後に、この両者を比較考

量的に考えて結論を出す，というようなことになってはいけません。このようなことまで含めて，制度の趣旨を理解してもらって，的確に判断してもらえるかどうかを重視しています。

また，これまで裁判官，検察官及び弁護士の間では，裁判の場で，言葉だけでやりとりしてきましたが，裁判員制度では，分かりやすくすることが求められています。しかし，だからといってパフォーマンス化，ショー化してしまっては問題です。このバランスをどのようにするかが悩みとなっています。

さらに，今まで当たり前のように見過ごしてきたことが，問題点として指摘されています。例えば，裁判員の模擬裁判で，一般市民から，勾留中の被告人について，ジャージにスリッパを履いて，手錠を掛けられ，腰縄を付けられて法廷に入ってきた姿を見て，「これではいかにも犯罪者のように見える。」という意見が出ました。こんな格好をしているから犯罪をした，という先入観で見られるおそれがあり，当事者の権利をもっと考えるべきだったとの反省になりました。

裁判員制度と法教育については，大人になってから急に裁判に参加するように言われても不安になるのは当然なので，子供のころからずっと法教育を続けて，法的なセンスを身につけてもらうなど，長い目で考える必要があります。

- 裁判員の裁判での判決文は，裁判官だけが行う裁判と比べて，判決文の内容について，形式的な面ではなくて，実質的な面について，どのような変化があるのでしょうか。
- 現在の判決文は，争いのある点や，証拠への評価なども含めて，全体的に詳細に記載しています。裁判員の裁判の場合は，短期間に行うので，どこまで判決文を書くことができるかには疑問があります。内容は簡略化せざる得ないと思いますが，粗雑な内容になることがあってはならないと思いますし，レベルを下げないような工夫が必要だと思います。昨年，裁判所の部総括裁判官クラスが集まって，裁判員制度についての研究会が行われたのですが，その場でも，裁判員制度が実施されても，それで真実の解明がおろそかになってよいという人は一人もおりませんでした。裁判の内容を下げないように，

そのためのシステム作りをする必要があると考えています。

(8) 次回の家裁委員会のテーマ及び次回日程について

次回の日程は、9月11日(月)午後1時30分からと決定した。テーマについては未定とし、全委員にアンケートを実施して、後日、決定することとなった。

(9) 所長閉会あいさつ

(10) 閉会のことば(総務課長)